

財務諸表等に対する引受審査のガイドライン(案)【たたき台】

平成 23 年 9 月 26 日

I. はじめに

有価証券の募集または売出しについて元引受契約を締結した金融商品取引業者または登録金融機関（以下、「元引受証券会社」という。）は、当該募集または売出しに係る有価証券届出書のうち、公認会計士または監査法人による監査証明を受けた財務計算に関する書類に係る部分に重要な事項の虚偽記載または重要な事実の記載欠如がある場合、金融商品取引法第 21 条第 1 項第 3 号に基づく損害賠償責任を負う可能性があるほか、虚偽記載または記載欠如のある目論見書等を使用して有価証券を取得させた者として、同法第 17 条に基づく損害賠償責任を負う可能性がある。元引受証券会社は、前者の責任については、虚偽記載または記載欠如を知らないことを証明すれば責任を免れ得るものとされている（同法第 21 条第 2 項第 3 号）が、後者の責任については、元引受証券会社は「相当な注意」を用いたにもかかわらず虚偽記載または記載欠如を知ることができなかったことを証明できなければ責任を免れることができないものとされている（同法第 17 条但書）。

このような金融商品取引法第 17 条の規律は、元引受証券会社に監査証明を受けた財務計算に関する書類の虚偽記載に関するゲートキーパーとしての機能を果たさせるために有益なものであると評価されている。もっとも、同条に関して元引受証券会社が果たすべき「相当な注意」の意義はやや不明確な状況にあり、その結果として、元引受証券会社の引受審査が過度に保守的なものとなり、機動的な有価証券の募集または売出しが阻害されているとの指摘もある。

本ガイドラインは、このような状況に鑑み、金融商品取引法第 17 条但書にいう「相当な注意」の解釈を明確化することによって、元引受証券会社における引受審査に係る実務の合理化・効率化を図ろうとするものである。以下では、本ガイドラインが前提とする「相当な注意」の解釈と本ガイドラインの基本的な考え方を説明する。

まず、元引受証券会社が果たすべき「相当な注意」の内容については、元引受証券会社としていかなる注意を果たしうるかということを考慮すべきであると思われる。すなわち、金融商品取引法第 17 条は目論見書の使用者一般の損害賠償責任を定めるものであるが、元引受証券会社が有する発行会社または公認会計士もしくは監査法人へのアク

セスを考慮すれば、元引受証券会社が果たすべき「相当な注意」の内容は、元引受証券会社以外の目論見書使用者が果たすべき「相当な注意」の内容とは異なるものとなろう。¹他方で、元引受証券会社は発行会社の会計・内部統制システム等に立ち入ることのできない外部者の立場で引受審査を行うものであり、公認会計士または監査法人が行う監査と同様の行為が「相当な注意」として要求されるわけでもないと思われる。

また、株式会社における取締役の善管注意義務をめぐる議論等にみられるように、元引受証券会社が「相当な注意」を果たすに当たっても、専門家としての公認会計士または監査法人による監査証明を信頼することが、その適切性を疑わせしめるような事情がない限り、認められるべきであると思われる。

以上からは、元引受証券会社が公認会計士または監査法人による監査証明を受けた財務計算に関する書類に係る部分について金融商品取引法第 17 条但書にいう「相当な注意」を果たすためには、監査証明が付されていることを確認するのみでは不十分であり、まず当該監査証明を信頼することができなくなるような疑わしい事象の有無を確認しなければならないものと考えられる。そして、何らかの疑わしい事象の存在を認めた場合には、さらなる引受審査を踏まえた上で、引受判断を行わなければならないものと考えられる。本ガイドラインは、このような観点から、従来の引受審査の実務や内外の虚偽記載に関する事例を参考に、上記の疑わしい事象として留意すべき事項と疑わしい事象の発見のために確認・検討をすべき事項を整理するものである。

なお、実際の引受審査においては、疑わしい事象の発見のために行われるべき確認・検討について、画一的に対応するのではなく、発行会社の状況や公認会計士または監査法人による監査証明の手続の内容（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第 3 条参照）に応じた手続が採られることが必要であると考えられる。

¹ 「有価証券の引受け等に関する規則」（日本証券業協会 平成 4 年 5 月 13 日制定）第 13 条に規定のとおり、主幹事会員と他の引受会員とは連携してそれぞれの立場で審査を進める。

II. 引受審査における具体的な留意事項等

1. 疑わしい事象として留意すべき事項

- a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書の間の関係が合理的に説明できない。
- b 財務比率の水準、変化が合理的に説明できない。
- c 財務諸表等以外の開示である経営成績や財政状態に関する定性的な説明やその開示の適正性にかかる審査で得られた情報と、財務諸表や財務比率との間に不整合がある。
- d 重要な取引や資産・負債の変動が財務諸表に反映されていない。
- e 財務諸表に取り込むべき企業グループの範囲や収益費用の期間帰属に、合理的な説明が困難な事象が発生している。
- f 通常実施されるべき監査手続きが行われていない。

2. 疑わしい事象の発見のために行うべき事項

- ① キャッシュ・フロー分析、損益計算書分析を通じて、収益力の変動要因の確認をする中で、異常な変動や不合理な要因がないかを検討する。
- ② 貸借対照表分析を通じて、財務基盤の健全性を確認する中で、異常な変動や不合理な要因がないかを検討する。
- ③ 有価証券届出書あるいは発行登録書や発行登録追補書類の参照書類となる有価証券報告書等における「業績等の概要」「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」「事業等のリスク」「対処すべき課題」などで開示された定性的な情報が、財務諸表で示されている経営成績及び財政状態を適切に示しているか、確認をする。
- ④ 監査人の監査上の重要な留意事項や監査手続きを確認する。
- ⑤ 財務諸表等に関して、発行会社が監査人又は税務当局から重要な指摘を受けていることが判明した場合、当該指摘事項や発行会社（税務当局の見解を含む）と監査人それぞれの意見を確認する。

3. 疑わしい事象に気がついた際の対応

疑わしい事象に気がついた場合、その原因を解明するために、協会自主規制規則「有価証券等の引受け等に関する規則」第12条に基づいた適切な引受審査を引き続

き行い、同第3条に基づいて、その引受審査の内容を踏まえ、総合的な判断と責任のもとに引受判断を行わなければならない。

以 上